

## 都市計画法第53条申請について

都市計画施設（道路等）内に建築物の建築を行う場合に必要な申請

根拠法令 都市計画法

受付窓口 えびの市役所建設課建設係

提出部数 申請に必要な書類を2部作成し、提出してください

### 【申請に必要な書類】

- ・許可申請書 省令第39条第1項
- ・付近見取図 省令第39条第2項第3号（細則第35条）
- ・配置図 省令第39条第2項第1号 縮尺1/500以上
- ・平面図 省令第39条第2項第3号（細則第35条）
- ・断面図 省令第39条第2項第2号 縮尺1/200以上 2面以上
- ・その他 提出図面に都市計画道路を記載する。

都市計画法

（許可の基準）

第54条

3 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。